

謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト（以下「この法人」という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人が主催する講演会・研修会等において講演や講義を依頼する講師に対する講師謝金等に適用する。

(謝金等の支払基準)

第3条 講演会・研修会等において講演や講義を行う講師等に対する講師謝金は、原則として別表の謝金基準額表を適用する。

- 2 講師謝金の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。
- 3 講師謝金の支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
- 4 謝金基準額の時間単価に時間数を乗じて得た額が30,000円を超えるときは、30,000円とする。

(謝金の支払方法)

第4条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

- 2 謝金の支払いにあたっては、法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は、源泉徴収は行わない。

(旅費)

第5条 交通費及び宿泊費を要した場合は、謝金基準額に加えて、この法人の旅費に関する規程を準用して支払う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

謝金基準額表

区 分	単 価 (円)	単位時間
医師、歯科医師	15,000	1 時間
大学教授、准教授、講師 薬剤師、心理判定員 学者、専門家（業としている者）	10,000	〃
特殊技術資格の保有者 学識経験者 専門家（業としないもの）	5,000	〃
事業の助講師	3,000	〃
事業補助、ボランティア	1,000	〃